

10月2日（金）

# 平成 21 年 10 月 2 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 ( 同 )
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 ( 同 )
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 21 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 ( 同 )
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 ( 同 )
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 35 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 36 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 井 本 英 雄 ( 同 )
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 ( 同 )
- 49 番 萩 原 耕 三 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )

- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 52 番 外 山 三 博 ( 同 )
- 53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>知 事</li> <li>副 知 事</li> <li>県 民 政 策 部 長</li> <li>総 務 部 長</li> <li>福 祉 保 健 部 長</li> <li>環 境 森 林 部 長</li> <li>商 工 観 光 労 働 部 長</li> <li>農 政 水 産 部 長</li> <li>県 土 整 備 部 長</li> <li>会 計 管 理 者</li> <li>企 業 局 長</li> <li>病 院 局 長</li> <li>財 政 課 長</li> <li>教 育 委 員 長</li> <li>教 育 長</li> <li>公 安 委 員</li> <li>警 察 本 部 長</li> <li>人 事 委 員 長</li> <li>代 表 監 査 委 員</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>東 国 原 英 夫</li> <li>河 野 俊 嗣</li> <li>高 山 幹 男</li> <li>山 下 健 次</li> <li>高 橋 博</li> <li>吉 瀬 和 明</li> <li>渡 邊 亮 一</li> <li>伊 藤 孝 利</li> <li>山 田 康 夫</li> <li>長 友 秀 隆</li> <li>日 高 幸 平</li> <li>甲 斐 景 早 文</li> <li>西 野 博 之</li> <li>大 重 都 志 春</li> <li>渡 辺 義 人</li> <li>田 代 知 代</li> <li>鶴 見 雅 男</li> <li>黒 木 奉 武</li> <li>城 倉 恒 雄</li> </ul> |
|---|---|

事務局職員出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>事 務 局 長</li> <li>事 務 局 次 長</li> <li>総 務 課 長</li> <li>議 事 課 長</li> <li>政 策 調 査 課 長</li> <li>議 事 課 長 補 佐</li> <li>議 事 担 当 主 幹</li> <li>議 事 課 主 査</li> <li>議 事 課 主 査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>濱 砂 公 一</li> <li>岡 田 英 治</li> <li>渡 邊 靖 之</li> <li>富 永 博 章</li> <li>日 高 正 憲</li> <li>福 嶋 清 美</li> <li>日 高 賢 治</li> <li>山 中 康 二</li> <li>前 田 陽 一</li> </ul> |
|---|---|

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。

議案第1号から第16号まで、並びに請願第25号から第28号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会の報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

今回の補正は、経済・雇用対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであり、449億4,000万円余の増額補正であります。この結果、一般会計の予算規模は6,281億3,500万円余となります。

補正予算に要する一般会計の歳入財源につきましては、国庫支出金336億3,300万円余、県債44億2,400万円余、繰入金39億8,600万円余、繰越金23億7,400万円余が主なものとなっております。

このうち、県民政策部所管の予算につきまし

ては8億5,600万円余の増額補正であり、補正後の予算額は107億1,100万円余となります。

また、総務部所管の予算につきましては74億9,000万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,439億4,900万円余となります。

このことについて、委員より、「補正予算について、国の執行停止の可能性はあるのか」との質疑があり、当局より、「現在、今年度の補正予算については、10月2日をめどに国の各省庁において見直し作業が進んでおり、詳細についてはわからないが、少なくとも今年度執行分の基金事業等については影響はないのではないかと考えている。また、来年度以降分については、地方における混乱を最小限にしながら、政策の必要性によっては、基金ではなく当初予算で措置されることもあると聞いている。ただ、新政権の新しい政策に要する経費に充てられる財源が、国の財政全体としてどういう動きになるのかを注視している。県へ既に財政措置されているものへの影響は最小限とするよう、今後も全国知事会初め地方六団体等を通じて要望していく」との答弁がありました。

次に、内航フェリー運航緊急対策支援事業であります。

この事業は、高速道路料金引き下げに対応して、本県内の港湾を発着する内航フェリーの運航事業者が行う利用促進キャンペーンに係る経費の一部を補助することにより、内航フェリーの競争力を維持・確保するものです。

このことについて、委員より、高速料金値下げに伴う輸送実績への影響等について質疑があり、当局より、「昨年後半からの景気低迷や高速道路料金引き下げなどの影響により、旅客、車両輸送の実績が前年度を下回る厳しい状況となっている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「高速料金の値下げは、国の施策に関する事なので、国に対して要望を行っているのか」との質疑があり、当局より、「本年3月に大分、鹿児島と3県合同で国土交通省に対し、6月には知事が直接、国土交通大臣に対して要望活動を行ったところである」との答弁がありました。

次に、太陽光発電システム導入促進事業についてであります。

この事業は、太陽光発電システムの導入補助制度を本年1月から再開するなどの国の動きと連動して、ソーラーフロンティア構想の推進を加速化させ、太陽光発電システムの導入促進を図ることを目的に、住宅用システム等を導入する場合、その経費の一部を補助するものです。

このことについて、委員より、「計画件数を超えて申し込みがあった場合、次年度分を前倒しで執行できるのか」との質疑があり、当局より、「これまでの実績を踏まえ計画しているが、事業の利用状況も見ながら追加の措置については考えなければならない場合もあり得る。また、本年度事業は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するが、来年度はグリーンニューディール基金を活用する予定である。当該事業は、温室効果ガスを1990年比25%削減という新政権の方針にも沿ったものであることから、国には引き続き事業の必要性は伝えながら、計画どおり事業を進めていきたい。また、事業の前倒しについては、県の予算措置上、課題として検討することになる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「太陽熱温水器は、太陽光発電に比べ熱交換率が50%と高く、その上設備投資額が格安であるので、補助制度を導入してはどうか」との要望がありました。

次に、平成20年度市町村普通会計決算についてであります。

このことについて、委員より、「実質公債費比率が18%以上となった場合、起債する際に知事の許可が必要となるが、そうした起債許可団体に対して県はどのような指導をしているのか。また、経常収支比率について95%以上の6市町については、経常的な一般財源の中で市町の裁量で使える部分は5%ということになり、ほとんど何もできないということになるのではないか」との質疑があり、「実質公債費比率が18%以上になると、それぞれの団体で7年以内をめどに18%未満にする計画を作成し、県はこの計画に基づき市町村に助言を行うことになる。また、経常収支比率については、分母となる地方交付税が大きく削減された三位一体の改革を契機に大きく悪化したところである。今後とも、地方交付税、税収の確保等財源の獲得に努めていく必要があることから、国に対しては、地方への権限移譲とともに財源移譲もあわせて要望していく」との答弁がありました。

次に、宮崎県土地利用基本計画書の改定についてであります。

このことについて、委員より、「市町村の合併に伴い、特に宮崎市においては周辺市町村との間で土地利用に関する不公平感が出てきている。土地利用の規制は地域の活性化に大きく影響があることは、イオンショッピングセンター出店の例を見ても明らかである。地域の実態に合わせた土地利用計画書にしていきたい」との要望があり、当局より、「具体的な許可または計画の変更に当たっては、当然に個別規制法の規定を踏まえて行われるものであるが、今回の改定では、特に市街化調整区域内の農業地域については、従前の「特定の場合に限り都市的

利用を認める」という文言について、一定の場合については、「土地利用の変更等を検討することができるものとする」と例示するなど明確化を図ったところである」との答弁がありました。

次に、平成21年度の政策評価の結果についてであります。

これは、平成19年6月に策定した宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」の重点施策について、平成20年度の取り組みを対象として実施したものであります。

このことについて、委員より、「評価の低い施策の中には、困難な問題ではあるが、県政課題として取り組むべき重要な施策もあるはずである。現場である各部局の職員ともよく議論をしながら進めていただきたい。また、長期的に取り組むべき施策は複数年度の評価が必要なものもあるので、評価項目を含めた評価方法等について、先進県の状況等も踏まえ今後も研究を進めていただきたい」との要望があり、当局より、「外部評価委員会でも、成果をはかる指標や対象とする期間など評価のあり方について議論が行われたところである。現在の政策評価は2年目、成果評価については今年度から始めたところであり、今後ともよりよい評価となるよう取り組んでいきたい。また、19年6月に策定した現行の新みやざき創造計画の計画期間が23年3月までとなっていることから、今後の本県の施策についてその方向性を示すため、おおむね20年を見通した将来ビジョンを含めた次期総合計画の策定作業をスタートさせる予定であり、その中でも評価のあり方について検討していきたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「県民政策及び行財政対策に関する調

査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願1件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、国の経済・雇用対策補正に基づく交付金により、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金など新たに3つの基金の造成や、安心こども基金等の積み増しを行うとともに、これらの基金や地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した事業などに伴う118億2,700万円余の増額補正となっており、この結果、福祉保健部全体の補正後の一般会計予算額は952億8,400万円余となります。

このうち、社会福祉施設耐震化等事業についてであります。

これは、地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備やスプリンクラーの整備の補助を行うものであります。

このことについて、委員より、「スプリンクラーの設置も命にかかわる大事なことであるが、県内の61の透析医療機関のうち、約半数の30の医療機関に自家発電機器がない。阪神・淡路大震災のときの教訓から、停電の際の透析機器の電源確保は重要であるので、透析医療機関の自家発電機器の整備の補助についても取り組めないか検討してほしい」との要望がありました。

次に、介護職員処遇改善交付金事業についてであります。

これは、介護職員の賃金改善を含む処遇改善計画を作成した事業者からの申請に基づき、介護報酬の支払いにあわせ交付金を交付するものであります。

このことについて、委員より、「この交付金は100%介護職員に対してのものであり、おおむね月額1万5,000円分の賃金改善となるのか」との質疑があり、当局より、「その後の検証も行うので、すべて介護職員の賃金改善に充てられる。また、サービス種類ごとに、全国平均の介護職員数に基づいた交付率が決まっているので、個々の事業所の介護職員数が平均より多いか少ないかにより賃金改善額は違ってくる」との答弁がありました。

また、そのほかにも、今回の補正予算では、地域における介護ニーズに対応するための介護基盤の緊急整備を行う介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した事業や、子育て環境の整備を支援する安心こども基金を活用した事業などが提案されており、その財源として、福祉保健部では本県の福祉の向上につながる5つの基金を所管しております。

このことについて複数の委員より、「これらの基金は平成23年度までの事業に対するもので

あるが、その財源である国の交付金のうち来年度以降分の財源については不透明であるので、今後の事業執行に影響のないよう財源の確保について取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県地域医療再生計画についてであります。

これは、今年度の国の補正予算で措置された地域医療再生臨時特例交付金の配分を受けるために、今年度から平成25年度までの5カ年間の計画を策定するものであり、現在の地域医療の抱える課題の具体的な解決につなげるため、今月中に国に提出するものであります。

その計画案について当局より、「認定される計画は2計画までのため、人口当たりの医師数がより少なく、救急医療体制の強化が急務である宮崎県北部・日向入郷圏域と都城北諸県・西諸圏域を選定した上で、県内全域に効果が及ぶ事業を積極的に盛り込んだ」との報告がありました。

その具体的な内容の中には、多くの議員が一般質問等で取り上げてきましたドクターヘリの導入などについても計画の中に盛り込む予定であり、当委員会といたしましても、計画が認定され、事業が早期に実施されるよう要望するものであります。

次に、宮崎県社会福祉事業団自立化事業についてであります。

これは、平成17年度からの5カ年事業として、以前は10億円前後の県からの財政支援に依存していた宮崎県社会福祉事業団の経営自立を目的に創設されたもので、そのうち自立化交付金については、毎年度8億円を5年間で40億円交付するものであります。

このことについて当局より、「当初予定で

は、40億円のうち施設修繕費等の積算額は15億円となっていたが、障害者自立支援法の制定・施行を初め、福祉を取り巻く法制度が大きく変化したことから執行を控え、今年度末で積立金が約13億円となる予定である。また宮崎県社会福祉事業団から、交付金による施設修繕費等積立金については、施設修繕費等の執行に充当し、全額執行するまで、来年度以降も執行計画の協議及び実績の報告を行うことについて確約書の提出があった」との報告がありました。

当委員会といたしましては、今年度が宮崎県社会福祉事業団自立化事業の最終年度でありますので、宮崎県社会福祉事業団が経営自立し、施設修繕費等積立金については適切な執行がなされるように当局の指導が行われることを要望いたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願3件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億6,700万円余の増額補正であり、その主な内容は、経済・雇用対策の実施に伴うものであります。

また、特別会計では、宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計で2億2,500万円余の増額補正、宮崎県営国民宿舎特別会計で1億6,300万円余の増額補正であり、補正後の特別会計の合計予算額は21億1,600万円余となります。その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は536億9,300万円余となります。

このうち、アンテナショップ整備充実事業についてであります。

このことについて、委員より、「現在、みやざき物産館や新宿みやざき館があるが、県産品の販路拡大を図るため、大阪、福岡にも店舗を展開するのか」との質疑があり、当局より、「厳しい財政状況にあるため、新たに店舗を出店するのではなく、本県出身者が経営する店舗に県産品を置く方法など、さまざまな視点から最も効果的・効率的な多店舗展開について調査・研究を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、えびの高原スポーツレクリエーション施設及び県営国民宿舎「えびの高原荘」についてであります。

このことについて、委員より、「両施設は鹿児島県との県境に位置しており、鹿児島県側には霧島温泉郷もある。鹿児島県とは、県境周辺への観光客誘致に関する情報交換を行っているのか」との質疑があり、当局より、「両県が連携することは重要である。九州新幹線の全面開

通もにらみ、観光客誘致のルートづくりなどの具体的取り組みについて今後も力を入れていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で102億3,600万円余の増額補正であり、その主な内容は、経済・雇用対策の実施や国庫補助決定等に伴うものであります。その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,011億6,500万円余となります。

まず、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

このことについて、委員より、「明け渡し請求に至るほど滞納額が高額になる前に、何らかの対策を講じているのか」との質疑があり、当局より、「滞納の初期段階から納付指導、催告を行っている。和解まで至ったのは、粘り強く納付指導を行ってきた結果であると考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「市町村によっては、保証人に対して厳しい督促を行っていると聞きますが、県も同様の対応をしているのか」との質疑があり、当局より、「保証人を交えた協議や保証人に対する督促も行っている。しかし、保証人を立てることが困難な方々も多いので、保証人に対する訴えの提起を行うことは、入居者に不利益を与えることも懸念される。今後も滞納の解消に向けさらに努力をしていきたい」との答弁がありました。

次に、入札・契約制度についてであります。

このことについて、委員より、「総合評価落札方式について、評価項目や配点、地域企業育成型についても問題点があるのではないかと」との質疑があり、当局より、「総合評価落札方式

においてさまざまな課題があり、制度の検証・見直しを行っていく必要があると認識している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「設計に当たっては、設計漏れのないよう、現場の実態に合った適正な設計が必要である」との意見や、「見積もりによる2次製品などの単価は非公表となっているが、業者が幾らで見積書を提出しているのか知ることのできる者は、競争において優位に立つことができる。公平性の確保という観点からも、県の情報提供のあり方について検討が必要ではないか」との意見がありました。

また、さきの9月30日には、当委員会より知事に対し、入札・契約制度に係る最低制限価格及び指名競争入札のあり方について、早急な見直しを求める申し入れを行ったところであります。

次に、「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書」についてであります。

経済・生活苦による自殺者や自己破産者の増加など深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げなどを含む同法が、2010年6月までに完全施行される予定であります。

改正法の成立後、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、その成果を上げつつありますが、一部には、改正法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。しかし、改正貸金業法の完全施行の延期や、貸金業者に対する規制を緩和することは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないものであり、断じて許されるものではありません。



せん。

このようなことから、国に対して、改正貸金業法の早期完全施行等について強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で93億6,400万円余の増額補正であり、その主なものは経済・雇用対策の実施に伴う補正で、補正後の一般会計予算額は352億2,800万円余となります。また特別会計では、拡大造林事業特別会計において1,300万円余の増額補正であり、補正後の特別

会計予算額の合計は5億9,600万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は358億2,500万円余となります。

このうち、森林整備加速化・林業再生事業についてであります。

これは、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進と、木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現を図るため、間伐等の森林整備や森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を目指すものであり、事業の進め方として、県に基金を造成し、その基金を取り崩しながら今後3カ年間実施するものであります。

このことについて、委員より、「素材流通コストの支援について、どのようなものが対象となるのか」との質疑に対し、当局より、「間伐材の搬出において間伐材の安定取引の協定を締結し、その運賃を負担するほうを対象に運賃を助成するものである」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で26億7,200万円余の増額補正であり、その主なものは、経済・雇用対策の実施及び国庫補助決定に伴うもので、補正後の一般会計予算額は448億6,600万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は454億4,600万円余となります。

このうち、施設園芸加温システム転換推進事業についてであります。

これは、地球温暖化対策として、炭酸ガス排出抑制への取り組み強化や、重油価格高騰に伴う高コスト構造からの転換が求められる中で、省エネルギー化のさらなる推進とクリーンな新

エネルギー加温機の導入支援を図るものであります。

このことについて、委員より、「木質バイオマス加温機設備の導入支援について、本県の木材資源である木質ペレットの供給体制はどのような状況にあるのか」との質疑があり、当局より、「県外からは安定的に供給できており、県内での製造も動きが出ている。また、環境森林部と今後の対応について協議を進めている」との答弁がありました。

次に、両部局に関連してのバイオマス燃料について、委員より、「間伐材等を原料とするバイオマス燃料の木質ペレットの供給が県内ではおこなわれているような状況である。これについて、環境と農政の両部局が連携をして、バイオマス燃料の安定供給支援と木質ペレット利用施設の整備促進に向けて、今後さらなる積極的な取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

また、環境森林部における造林、保育等の森林整備及び植栽未済地の解消に関する事業について、当局より、「森林の整備やシカ防護さく等の設置を行うものである」と説明がありました。

このことについて委員より、「鳥獣被害対策についての要望をかなり多く聞いているが、野猿被害への対応状況はどのようなものであるか」と質疑がありました。これに対して当局より、「シイタケの被害対策についての要望に対しては対応ができてきている状況である」との答弁がありました。

また、農政水産部にも関連することとして、委員より、農政当局に対し、「鳥獣被害対策についての要望を多く聞いているので、予算を最大限に活用して柔軟に対応していただきたい」

との要望がありました。

次に、両部局の予算全般に関して、委員より、「かなりの額の補正予算が措置されているが、経済・雇用対策として効果を発揮させるためにも、迅速な予算執行を図れるよう努めるべきである」との意見がありました。

また、複数の委員より、「予算については、現状では方向性が不透明な部分もある。予算的に非常に困窮している状況であるので、今後さらなる無駄な歳出の削減に努力をしつつも、予算確保には万全を期して対応していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてであります。

今回の補正は経済・雇用対策の実施等に伴うもので、教育委員会所管では、一般会計で16億7,200万円余の増額補正であり、この結果、補

正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,169億4,200万円余となります。

このうち、高等学校等生徒修学支援基金事業についてであります。

これに対して、委員より、「本事業は、国からの臨時特例交付金を活用した3カ年にわたる事業であり、国の補正予算の執行停止及び見直しを実施された場合、今後の事業執行に影響はないのか」との質疑があり、当局より、「現在、情報収集に努めているところであるが、予算措置されるかどうか、今のところ確実な情報が得られていない」との答弁がありました。これに対して委員より、「厳しい経済情勢が続く中、奨学金制度の利用者増も見込まれるところであるので、情報収集に努めつつ、仮に財源措置がない場合でも、現行の基金で適切に対応してほしい」との要望がありました。

次に、県立学校を対象に実施した大麻等薬物に関するアンケート調査結果についてであります。

このことについて、委員より、「薬物の使用について誘われたことがある」「薬物を使用している生徒のうわさを聞いたことがある」「親しい友人等から薬物の使用を誘われたら断り切れずに使用する」と回答した生徒が少なからずいるということは、大変な問題であり、薬物乱用防止に係る今後の指導はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「今回の調査結果を踏まえ、学校において薬物乱用防止教室を早急に実施し、既に実施している学校においても全校集会等で再度指導を図っていく」との答弁がありました。このことについて委員より、「学校現場の実態を的確に把握し、学校、保護者、警察、地域等で連携・協力して、生徒の薬物乱用防止に関する指導の充実を図ってほ

しい」との要望がありました。

次に、議案第7号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてあります。

これは、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化が図られ、審査項目が追加されたこと、また、射撃技能に関する講習等が必要となったことにより、これらの手数料が新設または変更されたものであります。

このことについて、委員より、「条例改正により新たに経済的負担を求めることになるが、銃砲刀剣類の所持許可要件の厳格化の効果を説明していく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「銃砲刀剣類の使用、所持等に関する危害を防止し、県民の安全・安心を図るためであるという趣旨を理解していただくよう努めていく」との答弁がありました。

次に、日向市日知屋での工業用水道施設配水管の漏水についてであります。

このことについて、当局より、「長年の通行車両等の振動により地盤の不等沈下が生じたため、通常は使用していない予備の旧配水管接続部に漏水が発生したものである」との説明があり、委員より、「企業局の工業用水道事業は、県北部の重要拠点である細島工業団地への配水を担っているので、漏水箇所を早期復旧に努めるとともに、万全の体制での維持管理をお願いしたい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出をされました議案及び請願について討論を行います。

まず、議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてです。県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校設置について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、県立都城泉ヶ丘高等学校に定員40名の附属中学校を設置して、同校生徒は、原則同高等学校の理数科に無試験で進学し、中高一貫教育を行うというものです。

しかし、新たな県立中学校の設置の目的を、一部の生徒を対象に、よりすぐれた人材の育成に置いていることが、果たして本来の公教育のあり方と照らしてどうなのか、疑問はないのかということなのです。

義務教育である中学校教育において、希望者とはいえ、小学校卒業時に選別が行われ、特別な教育が与えられることが、果たして多感な子供たちにどのような影響を及ぼすのか、しっかりと検証しなくてはならないことではないでしょうか。とりわけ義務教育においては、どの子供も学ぶ喜びが実感できるような行き届いた

教育を進めることが責務であって、その本旨を全うできるように努めることこそが求められているのではないのでしょうか。

よって、一部ではあっても差別、選別を持ち込むような教育のあり方に疑問を呈し、反対するものです。

次に、請願についてです。新規請願第26号「宮崎県における自衛隊病院の誘致促進に関する要望についての請願」の採択について、反対するものです。

同請願は、地域医療の崩壊を解消するために自衛隊病院の誘致を要望するという内容のものです。確かに現在、救急医療に迅速に対応できない地域医療の深刻な事態が、医師不足等を背景に起きており、一刻も早く解決しなければならない課題であることは言うまでもありません。しかし、安易に自衛隊病院の誘致を求めることで、地域医療の抱える根本的な問題が解決されるのでしょうか。防衛省が2008年4月から、一般国民の利用を認めることを決定したとありますが、防衛省の「自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令」においては、診療の対象は、自衛隊員及び関係者の診療に支障を及ぼさない限度において他の者の診療を行うことができると規定しています。これでは、自衛隊病院が地域医療を担う医療機関としてはおのずと限界があり、期待できないのは明らかではないでしょうか。

今求められているのは、国民の立場に立って、国や自治体の責任で国民の命と健康を守る、本来の国民医療のあり方を確立することだと思います。実際、自治体や議会、地域住民と一体となって医師の確保などを図り、救急医療体制の確立に努力している自治体もあり、安易な自衛隊病院の誘致などに頼るやり方は、こ

うした努力や医療のあり方そのものをなし崩しにしかねません。国民医療の本来のあり方を追求する、この方向で解決を図ることにこそ力を注ぐことが重要であり、その必要性を強く訴え、本請願に賛同できないことを表明するものです。

また、前回に引き続き継続審査との報告がありました、請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」、第9号の「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願」、第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」、第19号「平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願」及び第20号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について、採択を求めるものです。

後期高齢者医療制度は、開始から1年半が経過し、ますます制度そのものの理不尽さや不備が指摘をされ、今、廃止を求める声が圧倒的になっています。高齢者のだれもが安心して医療が受けられるように改善することを求めた同請願を2年間も継続審査で保留にすることは、県議会の見識や責任も問われるものではないでしょうか。

また、中小企業振興基本条例の制定についても、地元の中小企業の経営の安定と活力の回復が図られてこそ、地域経済の活性化、雇用の安定、県民生活の向上につながるもので、条例の制定は望ましいものです。

また、障害者自立支援法の抜本的改善を図ることは、まさに喫緊の課題であり、前回も申し上げましたが、すべての会派が紹介議員となっている同請願を今回もさらに継続審査とすることは、全く道理ある対応とは言えません。

また、「最低賃金の引き上げを求める請願」及び「物価に見合う年金引き上げを求める請

願」については、現在の大きな課題である、働いても生活が成り立たないという、いわゆるワーキングプアをなくすためにも、年金を頼りに生活する国民の暮らしを守るためにも、当然、早急に改善が必要なものです。

このいずれの請願も県民の暮らしにとって切実なものであり、請願者の思いを十分に受けとめ、その願いにこたえることは県議会の責務です。請願者の意思を十分に尊重して、今議会での請願採択を強く求め、討論といたします。

〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第8号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第8号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎ 議案第1号から第7号まで及び

#### 第9号から第16号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第1号から第7号まで及び第9号から第16号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

---

◎ 請願 1 件採決

○中村幸一議長 次に、請願第26号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 請願 3 件採決

○中村幸一議長 次に、請願第25号、第27号及び第28号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号、第11号、第19号及び第20号について、一括お諮りいたします。

各請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、各請願は

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りをいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました各請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成21年10月2日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

第9回都道府県議会議員研究交流大会への

議員の派遣

---

平成21年10月2日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 商工建設常任委員長 宮原 義久  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実等を求める意見書

---

平成21年10月2日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 蓬原 正三  
野辺 修光  
萩原 耕三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

地方の道路整備予算の確保に関する意見書

---

◎ 議員発議案第3号から第5号まで追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第3号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 議員発議案第3号及び第4号採決

○中村幸一議長 まず、議員発議案第3号及び第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

討論の通告はありません。

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議員発議案第3号及び第4号については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第5号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第5号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕（拍手） それでは、発議者を代表して、「地方道路整備予算の確保に関する意見書」の提案理由を説明させていただきます。

道路は、人、物、金、文化など、活力ある地域社会の形成はもとより、住民にとって生活を支え、救急医療など命の基盤となりますので、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本であります。

中山間地が多い本県においては、自動車交通に依存する割合が高いにもかかわらず、高規格幹線道路の供用率が42%と、全国の68%を大きく

く下回る低い水準にあり、道路整備が大きく立ち遅れている状況にあると言わざるを得ません。

とりわけ、西九州では1年半後に新幹線が全線開通を迎えようとしている中であって、東九州自動車道の日も早い完成は、県民の長年の悲願であり、計画どおりの完成が待ち望まれているところであります。

都市と地方の地域間格差は、それがもつて、景気・雇用等産業の格差、教育の格差、医療格差、所得の格差と連動しているのが実情であります。九州内における東西の地域格差がますます拡大している中であって、高速道路を初めとした本県の道路交通ネットワークの整備、すなわち同じレベルでの道路の連結は必要不可欠であります。

よつて、本会議は国に対して——本県のように著しくおくれた地方とはいへ、豊かな人材、豊かな食料、豊かな文化など、都市部及び国家繁栄の一翼を担っているものであります。その意味で、均衡ある国土発展のため道路整備が着実に行われるよう、友愛の精神をもつて予算を十分に確保されるよう要望するものであります。

何とぞ議員各位の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。以上です。(拍手)

[降壇]

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

## ◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は1人10分以内となっております。

質疑の通告がありますので、発言を許します。権藤梅義議員。

○権藤梅義議員 質疑の前に、今回の問題は8月25日に採決が一度行われたわけでありつが、これをめぐる部分から私はまだ続いているというふうに思つておるわけでありつが。議長、副議長は、私どもの会派に(「9月じゃないか」と呼ぶ者あり)、8月でしょう——失礼しました。9月。訂正をいたします。

私が申し上げたいのは、議長、副議長は確かに私どもの会派を訪問されまして、「こんにちは。どうでしょうか、テーブルについてくれませんか」というようなごあいさつには何度か見えました。そこで私は、「議長、副議長が、今回この採決を強行されたことについて、我々の会派としては意見があります。確認はされておるとしても、もう一度自民党さんに、全党会派の意見書作成についての認識や協力を促してほしい」、そういう意味のことを要望したわけでありつが、今日までそれが実現をしていなかったというふうに私は感じております。そういったことで、先日まで私どもは、調整後のテーブルにつけという議長、副議長の調整であれば、従わなければいけないということでありましたけれども、何らのそこに内容のない、ただ戻れということについては、党の立場として不本意だということと今日を迎えたということとをまず表明をいたしまして、質疑に入ります。

(「質疑をやりなさい、質疑を」と呼ぶ者あり) 質疑をやっている。「多数決でいくのも方法だ」と議長、副議長で言われたので、そういったことの確認を、私どもの党として表明をしたということとあります。

それから、質疑ですが、昨年の12月17日に「道路整備財源の確保に関する意見書」という



ものを、私どもの議会で国に提出いたしておりますが、この中には、東九州自動車道、それから九州横断道延岡線、こういったものがはっきりうたってあります。それから、道路ニーズが高いところへの重点配分をすべきだ、こういったことも入っておるわけでありまして。こういったことに対して、今回の意見書というもののまづ確認でありますけれども、もちろん、東九州高速道路や九州横断道延岡線というものは、この文意の中に入っておるといふふうに解釈すべきかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○中村幸一議長 榑藤議員、だれに発言を。

○榑藤梅義議員 一応、最初に名前が書いてあります蓬原議員に伺いたいと思います。

○蓬原正三議員 本来は提案理由説明者に質問があるものかなと思っておりますが、新しいルールがここでできたのかなと思いつつ、御質問いただきましたので、謹んで喜んで御答弁を申し上げますが、今おっしゃったように、これは「地方の道路整備予算」となっておりますので、広義の意味での道路予算というふうにとらえていただければありがたいかというふうに思っております。御質問のとおりであります。

○榑藤梅義議員 既に、東国原知事、さらには、一昨日、県下の首長さんを中心とした陳情団等が前原国土交通相に会って、東九州自動車道等については必要な道路ということでやるんだと、こういう確認をされておるわけでありまして、そういった中で、私も東九州高速道路は絶対にお願ひしたいと思っております。もちろん私どもも地方道の建設は願っておるところであります。

まず、今回出された文言の中で、昨年度というものが本当に昨年度なのか、今年度なのかとい

う部分の疑問について、お答えを願いたいと思います。

○蓬原正三議員 恐らく6行目、「昨年度の道路特定財源の一般財源化により」ということだと思っておりますが、昨年度だったというふうには私どもは思っております。間違いはないと思っております。

○榑藤梅義議員 私は今年度じゃないかと思うんですが、それは、後のほうの文章を見ますと、「国の直轄事業予算は大幅な削減となっております」ということでありますから、昨年度ということになると08年度なのか、今年度だったら09年度なのか。08年度は大幅に削減されていたのかどうか。この確認であります。

○蓬原正三議員 09年度だというふうに認識しております。

○榑藤梅義議員 09年度であれば、文言を修正すべきと思うんでありますが、いかがでしょうか。

○蓬原正三議員 昨年度、道路特定財源の一般財源化によって、ことしは前年度並みとなったものの、ことしは直轄事業予算が大幅な削減となったのでという意味であります。この文案のとおりであります。何か表現上おかしいところがあるのでしょうか。

○榑藤梅義議員 時間がなくなりますから繰り返しはしませんが、私はこの文章の中に「今年度」という言葉がどこかに必要じゃないかなと、国の直轄事業が削減ということの中には。そういう気持ちで質問したということでありまして。

次に進みますが、「国の直轄事業予算は大幅な削減となっております」ということでありますが、本来からこの問題の認識をするのであれば、現在までに——意見書が必要だということ

であれば、意見書を今まで出していないじゃないか、出すべきじゃなかったんじゃないか、こういう議論に対しては議論をされたのかされなかったのか、あるいはどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○蓬原正三議員 本議会ではこれまで、道路整備の確保ということについては、自民党政権時代にも再三、これは県民の悲願だということを出してきておりますし、また現実には、私は7月の末だったというふうに思っておりますが、毎年、高速道路整備促進期成同盟会なるものも行われ、そこで各市町村長さんもおいでいただいて、早く整備促進すべしというものも出してありますし、再三議会でも出してきておりますから、当然そういうことの議論も踏まえて、また新たにここで、「転ばぬ先の杖」と申しますか、いろんな変化があるときでございますから、ちゃんと出しておこう。

しかも、申し添えるならば、今も榎藤議員からお話がありましたが、一昨日でしたか、各高速道路の沿線の市町村長さんたちが国土交通大臣に陳情に行かれました。その際にも、民主党議員の外山議員、川村議員——これは無所属であります、会派だけ所属のようでございますけれども——行かれておりますので、そういう状況を見て議論をして出してきたということがあります。

〔「質問に答えていない」と呼ぶ者あり〕

○榎藤梅義議員 私は、昨年12月17日から今日まで意見書は出されていないんじゃないかということ指摘したわけですが、よろしいです。私は、意見書提出というものについては、基本認識が、具体的な現場や事実認識を検証した後に、地方議会の立場からはっきり意見を述べるというのが基本的なスタンスだろうと

いうふうに思うわけでありませぬ。

それから、次に進みますが、今回の意見書は、昨年の12月の議会でも出された意見書とほぼ内容的には同じものなのかなというふうに思います。12月の議会がまだあるわけでありませぬけれども、私は、今回のこの意見書が出されれば、少なくとも年度を区切って、一事不再議というようなことを考えれば、12月はないのかなというふうにも思うわけでありませぬが、そのあたりについてはどのような議論がなされたのか伺いたしたいと思います。

○蓬原正三議員 今後のことについては、次の議会をどうするかという話になるかと思いますが、意見書はその都度、政治的にいろいろ国のほうも変わっていくでしょうから、必要であればそのときまた議論すべきことかなというふうに思っています。

○榎藤梅義議員 私が申し上げたのは、先ほどの繰り返しになりますが、私どもの意見書の提出は、現場あるいは事実を検証して、それに基づいて地方議会としての意思表示であるということでありませぬから、昨年12月に予算編成を控えて出された意見書、それに類するものが今回であれば、次は12月の議会ではないんじゃないかなと思っておるということ、私の意見として表明して、質疑を終わります。以上です。

○中村幸一議長 以上で質疑は終わりました。

○中村幸一議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

## ◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕 「地方の道路整備予算の確保に関する意見書」に対し、反対の立場から討論を行います。

我が民主党会派は、これまで、我が県の活力ある地域社会形成と県民の生活、命の基盤として、高速道路を初めとする道路整備の充実について、あらゆる機会、あらゆる方策を通して、自民党政権、自公政権に強く訴え続けてきました。しかしながら、自民党政権は、残念なことに、地方の現状に目もくれず、我が県の現状は高規格幹線道路の供用率42%と、全国の68%に比べ極めて低い水準にあります。

宮崎県の政治力は、これまでずっと保守王国であり、「自民党にあらざれば政治家にあらざ」と豪語し、衆参、比例合わせて7名の自民党所属国会議員を擁した時期もありました。まことしやかに伝わった話の中には、現職建設大臣でありながら落選した大物自民党議員は、「私を落選させたからには、宮崎県の道路建設は1メートルたりとも進めさせない」と言ったとか。今回の第45回衆議院議員選挙においては、「民主党政権になったら道路はできない」などとネガティブキャンペーンばかりを必死に張りました。道路建設を、国民の、県民の生活のため、地域発展のためととらえるのではなく、選挙の道具、自分の選挙当選のため、有権者誘導の道具としてもあそんできた自民党政治の被害者は、まさに宮崎県民だと言わざるを得ません。

予想どおり、今回の選挙では民主党を中心と

する勢力の圧勝、政権交代の実現という歴史的な選挙となりました。得票率、現行法下最高69.28%、単独議席数最高308、当選率最高、民主93.3%、新人当選者数最高158、前職落選者数最高185、女性当選者数最高54、世襲当選者数最少75、選挙区における得票率と議席占有率、民主73.7%、このような簡単な数字を並べただけでも歴史的転換期が訪れていることがはっきりします。

細川内閣の成立は、戦後の日本的システムが解体を始める最初の事件であったと言われます。その後、自民党は、55年体制をバックに社会党を巻き込んで政権に復帰し、16年の月日が流れました。この間に、2005年の郵政選挙に代表される小泉純一郎の勝利によって自民党は支持を取り戻したかのようなありさまでした。が、それは没落過程を一時的にとめるカンフル剤にすぎませんでした。かえって自民党は、既成の組織の崩壊、社会格差の増大、セーフティネットの破壊、リーダーの不在などによってその基盤が崩れ、リーマンショックでとどめを刺されたのです。総選挙による自民党の敗北は、偶然性によるものではなく、歴史的・構造的理由によるものなのです。

民主党は、マニフェストに「官僚主導から政治家主導の政治」を掲げています。内閣の成立前から官僚の側の抵抗、緊張はすさまじく、また、執行をとめられそうな事業の関係者の反応は大きく、官僚に依存した政治を変えるということは、具体的な政策が変わることによりインパクトがあったことを実感します。地方分権も、ここが変わらなければ実効性のあるものとはなりません。今後、政治のシステム自体が変わっていくと思われれます。議会そのもののあり方、議会と官僚の関係、知事のための分権化で

はない、市民、地域に住む人たちのための分権化、市民参加の制度が考えられていくことと予想できます。そのためには、情報公開、説明責任が必ず必要であり、風通しのよい社会をつくることが重要と考えます。民主党政権ではもう既にその方向に向かっており、先日、民主党小沢幹事長がイギリスへ調査に行ったことでも立証されています。

私たち宮崎県議会を取り巻く環境は、このように変わってきているのです。事態をのみ込めないでいるのは、ひとえに自民党県議団です。今回の意見書によって議会を混乱させるべきではなく、政権がかわったのですから、落ちついて冷静な判断が必要と思われまます。

今回の意見書にかかわる動きとして、28日には東国原知事が前原国交大臣に会われました。知事が所管大臣と会われたのですから、それなりの感触はお感じになったことと思います。また、外山参議院議員、川村衆議院議員、道久衆議院議員の3名と首藤延岡市長を初めとする9市長の官民と県でつくる要請団も前原大臣に会われ、前原大臣は、「国全体で税金の使途を考える責務があるが、必要な道路はつくる」と明言されています。

これまで民主党国会議員は、鳩山由起夫代表を初め、菅直人、小沢一郎、岡田克也、前原誠司、藤井裕久、玄葉光一郎、樽床伸二、馬淵澄夫、福山哲郎、川端達夫、津村啓介、渡辺周、大串博志などなど、今回の内閣の主要メンバーが、挙げれば切りがないほど宮崎県の現状調査に来ています。民主党県議団はどの場面でも、強く宮崎県の高速道の早期完成について求めています。それは至極当然なこととして取り組んでいます。

今回の意見書は、自民党会派からの説明によ

ると、「意見書というよりも要望書なので、賛成してほしい」と言ってこられました。釈迦に説法ですが、意見書とは、地方公共団体の公益に関する事件に関し、議会が地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめた文書のことをいう。議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる。自治法第99条。

自治法は、地方公共団体の一機関としての議会の意思表示を認めているが、この場合の議決は、機関意思の決定であって、団体意思の決定ではない。地方議会の意見書提出権は、議会は当該地方公共団体の機関であって法人格はなく、したがって、請願を行う権能がないので、それにかわって意見書の提出を認めたものである。

意見書を提出する要因は、おおむね次の2つに大別することができる。1、当該地方公共団体の住民から国政事務または法定受託事務について制度の改善または新設を促進されたいとする請願・陳情や住民運動がある場合、2、国政に反映させるために、当該議会独自の意思に基づく場合である。例えば住民の請願を議会が採択した場合は、同請願の趣旨に沿って当該議会としての機関意思を別途意見書としてまとめて提出することとなる。当該地方公共団体の公益に関する事件につき、住民の代表機関たる議会の意見を関係行政庁に対して表明する権限を与えたのは次の理由による。すなわち、地方公共団体の事務については、議会の有する条例制定権や予算審議権を通じて処理したり、執行機関に対する監視的権限を行使することにより議会の意見を十分反映することが可能である。しかし、当該地方公共団体やその機関の権限に属し

ない、国政事務のほかの地方公共団体の事務については、みずから適切に処理する方法はない。さらに、当該地方公共団体の事務であっても、現在の制度やその運用によっては適切に処理できない場合もある。そこで、このような場合に対処するために意見書提出権を与えたのですというものです。

意見書は、自民党会派の言う要望書というものとは本質的に違うものです。今回の意見書は、我が会派の権藤議員の質疑でも明らかのように、議会を混乱させるだけでなく、中身はなくともただ出せばよいというだけとしか思えません。宮崎県議会としてのステータスでもなく、議員の数で押し切るという、政策的というより政局的な意味合いのものです。

国民が選択した政権は、税金の使い方が自民党政権と違うのです。宮崎県の高速道路は自民党政権では完成することはできませんでした。しかし、間違いなく民主党政権において完成するので。

以上、真に宮崎県民にとって必要な意見書と言えるのか指摘して、反対討論といたします。

〔降壇〕

〔「問題発言じゃが」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第5号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論をいたします。元気を出していきますので、よろしくお願いをします。

近代の道路交通路の変革は、冒険と発見の時代でもある大航海時代に始まったと言われておりますが、それ以前にも、「すべての道はローマに通ず」という格言が示すように、道路網の整備は、古代より国家の命運を握るほどの最重要事項でありました。もちろん、帝政ローマ時

代と時代は大きく異なるわけですが、間もなく九州新幹線が全線開通しようとしている中であって、東九州自動車道を初め高速道路と一体となって機能する国県道等の整備が大きく立ちおけている本県の現状を、これ以上放置することは許されませんし、このままでは地域間の格差が大きく広がるばかりであります。

また、中山間地域や県道の大部分を占める本県の地方道が、とりわけ救急医療面や防災面での県民の安心を支える命の道として大いに期待されていることは、皆様御案内のとおりであります。

こうした状況を踏まえ、本県議会においては、平成18年3月、平成19年9月、平成20年12月と毎年のように、道路整備予算の確保や高速道路等の整備促進などを求める意見書を、ただいま反対討論をされた民主党さんの御理解もいただきながら提出をしているところであります。

今回の意見書は、これまでの意見書に比べますと幾分控え目な内容であります。また、各会派の皆さんの御賛同ができるだけ得られるよう、我が自由民主党の中でも議論を重ねてまいりました。当初提出した内容を一部見直した上で提案をさせていただいております。恐らく、県内の道路整備をこれ以上進めなくても構わないという考えの方は、ここには1人もいらっしゃらないと思います。政権が変わった今だからこそ、皆さん一丸となって、改めて地方から声を上げていこうじゃありませんか。すべての道はローマに通じたように、私どものこの意見書の趣旨が、皆さんや国に通じることを願ってやみません。

議員各位におかれましては、以上申し上げました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよ

ろしくお願いを申し上げ、賛成討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第5号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議員発議案第5号については、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第28号から第32号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第28号から第32号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の概要について、御説明を申し上げます。

初めに、議案第28号「平成20年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成20年度の一般会計と13の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,783億8,608万円、歳出5,711億7,865万2,000円となっており、翌年度の繰越事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支は23億7,425万9,000円となっております。

す。

平成20年度の財政運営につきましては、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、歳入確保対策等により収支不足の圧縮に努めますとともに、本県が抱える政策課題に的確に対応するため、新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進を図ったところであります。

今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれますことから、引き続き、基金の取り崩しに頼らない財政運営への転換に向けて、積極的な行財政改革に取り組んでいく必要があるものと考えております。

議案第29号から議案第32号までは、平成20年度の4つの公営企業会計の決算について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このほか報告が1件ございますが、説明は省略させていただきます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

次の本会議は、7日午前10時開会、総括質疑であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時27分散会

10月20日（火）

# 平成 21 年 10 月 20 日 (火曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (42 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 33 番 星原透 (自由民主党)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)

- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)
- 欠席議員 (1 名)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- |          |       |        |      |
|----------|-------|--------|------|
| 知事       | 東国原英夫 | 副知事    | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長   | 高山幹男  | 総務部長   | 山下健次 |
| 福祉保健部長   | 高橋博   | 環境森林部長 | 吉瀬和明 |
| 商工観光労働部長 | 渡邊亮一  | 農政水産部長 | 伊藤孝利 |
| 県土整備部長   | 山田康夫  | 会計管理者  | 長友秀隆 |
| 企業局長     | 日高幸平  | 病院局長   | 甲斐景早 |
| 財政課長     | 西野博之  | 教育委員長  | 大重都志 |
| 教育長      | 渡辺義人  | 公安委員長  | 野中玄雄 |
| 警察本部長    | 鶴見雅男  | 人事委員長  | 黒木奉武 |
| 代表監査委員   | 城倉恒雄  |        |      |

事務局職員出席者

- |         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 事務局 局長  | 濱砂公一 | 事務局 次長   | 岡田英治 |
| 総務課 長   | 渡邊靖之 | 議事課 長    | 富永博章 |
| 政策調査課 長 | 日高正憲 | 議事課 長 補佐 | 福嶋清美 |
| 議事担当 主幹 | 日高賢治 | 議事課 主査   | 山中康二 |
| 議事課 主査  | 前田陽一 |          |      |



---

◎ 議員の辞職許可

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。ここで、議員より辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

---

辞 職 願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成21年10月20日

宮崎県議会議員 井本 英雄

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

---

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました井本英雄議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、井本英雄議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、井本英雄議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席をお願いします。

〔井本議員退席〕

○中村幸一議長 お諮りいたします。

井本英雄議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、井本

英雄議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時6分開議

◎ 副議長の選挙

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

---

午前10時48分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に、野辺修光議員、高橋透議員、凶師博規議員、新見昌安議員、田口雄二議員、水間篤典議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○中村幸一議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○中村幸一議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名の記載を願います。

立会人の立ち会いを願います。

これより投票に移ります。

それでは、議席順に順次投票を願います。

〔各議員投票〕

○中村幸一議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の点検をお願いいたします。

〔開票・点検〕

○中村幸一議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数41票、うち有効投票41票であります。無効投票はありません。

有効投票中、萩原耕三議員21票、徳重忠夫議員20票であります。

以上の結果、萩原耕三議員が最高点であり、かつ法定得票数以上でありますので、副議長に当選をされました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○中村幸一議長 ただいま副議長に当選されました萩原耕三議員が議場におられますので、本席から、会議規則第35条の規定により当選の告知をいたします。

御承諾を願います。

ここで、副議長のごあいさつがあります。萩原耕三議員の登壇を願います。

○萩原耕三副議長〔登壇〕(拍手) 不肖、私には身に余る、身の丈に過ぐる役職を与えてい

ただきまして、心から感謝を申し上げます。選任された以上は、議長を補佐しながら一生懸命努めてまいります。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

〔降壇〕

---

### ◎ 決算特別委員長審査結果報告

○中村幸一議長 次に、議案第28号から第32号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、高橋透副委員長。

○高橋透議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員会に付託されました議案第28号から32号に係る「平成20年度決算の認定について」、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入5,783億8,608万円、歳出5,711億7,865万2,000円で、前年度決算額と比べ、それぞれ歳入が3.9%、歳出が3.5%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は72億742万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は23億7,425万9,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で歳入が95億8,617万4,000円、歳出が63億7,727万6,000円で、差引残額は32億889万8,000円となっております。

次に、議案第29号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は52億5,341万円、事業費用は45億423万3,000円で、当年度純利益は7

億4,917万7,000円であります。供給電力量の目標達成率は、年間を通じて発電に効率的な降雨があったことにより、109%となっており、電力収入の目標達成率も102.6%となっております。

次に、議案第30号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は3億3,654万3,000円、事業費用は2億8,240万4,000円で、当年度純利益は5,413万9,000円であります。なお、給水量の目標達成率は92.8%となっております。

次に、議案第31号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成20年度の事業収益は2,603万8,000円、事業費用は、2,197万7,000円で、当年度純利益は406万円であります。なお、施設利用者数の目標達成率は102.6%となっております。

最後に、議案第32号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成20年度の収支状況は、総収益が259億6,722万7,000円、総費用が268億3,600万8,000円で、差し引き8億6,878万1,000円の赤字となり、3年連続で中期経営計画の目標を上回ったものの、前年度に比べ2億182万3,000円の赤字額の増加となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第28号については、賛成多数、議案第29号から32号については、全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項として、本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなど、構造的な課題を抱えており、財政運営の硬直化が一段と進んでいる状況にあります。よって、引き続き財政改革の着実な推進に取り組むことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討・改善を求めるものであります。

1つ、個人県民税を中心とした収入未済額の一層の縮減を図るとともに、厳しい徴収現場において、日夜徴収業務に当たる職員の健康管理には十分配慮すること。

1つ、県内における重要行事の中には、知事出席が参加者の励みとなるなど関係者に及ぼす影響が大きい場合があるので、知事出席予定の行事については、その重要性も十分勘案して日程調整を行うこと。

1つ、鉄道期成同盟会については、具体的なテーマを掲げて取り組みを行うこと。

1つ、本県物流の現状と課題を検討していくに当たっては、本県以外のルートを利用している事業者にも呼びかけて検討するとともに、経済の合理性を基準にして、利用する港の絞り込みをし、大消費地に向けた集荷体制について、隣県も含めた海上交通の取り組みを検討すること。

1つ、消防広域化については、組織上は一本化しても運用面で配慮するなど、各消防本部の理解が得られるよう議論をした上で、妥当な結論が出せるようにすること。

1つ、民生委員・児童委員について、欠員が生じているので、市町村等と協力して民生委員・児童委員を確保し、研修の機会をふやすな

ど、資質の向上に取り組むこと。

1つ、動物の愛護及び適正飼育の普及啓発について、先進自治体においては、犬・猫の処分件数が大幅に減少しているところがあるので、本県においても、さらに積極的に取り組むこと。

1つ、県立病院について、前年度に比べ赤字額が増加したが、高度医療の提供を行うとともに、民間医療機関にできない不採算部門の医療を担うという使命があるので、経費節減の努力は必要であるが、今後も優秀な医師確保に努め、よりよい医療を提供すること。

1つ、「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業について、宮崎の食を取り上げることは、観光客だけではなく、生産者やその提供者にとっても、非常によいことであるので、関係部局間で連携し、特産品の十分な供給体制の整備を図りながら、今後もパンフレット等を有効に活用して、宮崎の食を含めた観光のPRに努めること。

1つ、農商工連携について、宮崎の素材に付加価値をつけ、どのように新商品の開発につなげていくか、民間企業とも協力して農商工連携の流れを早急につくる取り組みを積極的に行うこと。

1つ、公共交通安全施設の整備について、事故を未然に防止するためにも、要望があったがいまだ整備に至らない箇所については、看板等を設置するなど、危険箇所を住民に知らしめる方法を考え、安全・安心な交通環境の確保に努めること。

1つ、公共事業における予算執行のあり方について、経済情勢が厳しい時期でもあるので、地域経済の活性化を図るためにも、繰り越しも含め、より一層の有効かつ効率的な予算執行

に努めること。

1つ、スギ花粉発生源対策における花粉の少ない苗の生産について、花粉症対策は県民が健やかな生活を送る上で、必要不可欠なものであるので、今後もさらなる推進に努めること。

1つ、グリーン・ツーリズム支援における農家民宿について、観光面で商工観光労働部、旅館業法の手続面で福祉保健部と各部局にまたがるため、関係部局と総合的に調整しながら取り組みを進めること。

1つ、畜産試験場の和牛精液ストローの保管・管理について、今後、関係者との信頼関係を回復するための一層の努力をすること。

1つ、総合評価落札方式について、業者の深刻な現状を踏まえ、早急にそのあり方を考えるとともに、景気を刺激するような対策に全力で取り組むこと。

1つ、鳥獣被害対策について、20年度の事業実績の効果が発揮されるよう、今後も継続して捕獲、防除等による対策を推進するとともに、地域の深刻な状況を認識し、より住民の目線に立って、環境森林部、農政水産部の両部局が連携することはもとより、県全体の施策として総合的に取り組むこと。

1つ、学校職員のメンタルヘルスを含めた健康増進対策について、地域全体で学校の先生を支えていくという姿勢で、総合的な対策を推進すること。

1つ、高齢歩行者等の交通安全対策について、高齢者の交通安全教育を推進し、高齢歩行者等の事故防止に努めること。

1つ、電気事業における売電価格について、安定的な経営が維持できるよう交渉に努めるとともに、事業の効率的な運営により、経営基盤の強化を図ること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります  
が、今後の予算編成及び事業執行に当たって  
は、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項に  
ついて、特段の改善と努力が図られるよう、重  
ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについて  
は、会議録への登載を議長にお願いし、当委員  
会の審査の経過及び結果についての報告を終わ  
ります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 決算特別委員長の審査結果報  
告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内とい  
たします。

討論の通告がありますので、発言を許しま  
す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋  
敷恵美でございます。議案第28号「平成20年度  
宮崎県歳入歳出決算の認定について」の討論を  
行います。

まず、財政運営では、国の三位一体の改革に  
より、地方交付税が大幅に削減されるもとで、  
その代替財源としての臨時財政対策債の発行  
は、234億7,300万円に上っています。20年度に  
おける臨時財政対策債の償還費は、88億円余が  
地方交付税で措置されているようですが、それ  
を含めての地方交付税は1,890億円余であり、し  
かも前年度を下回っています。これでは臨時財  
政対策債の元利償還はいつになったら完了する  
のでしょうか。こうした財政運営は健全な姿で  
はありません。国にも大きな責任があります。  
今、何より地方交付税をもとに戻すことが重要

であり、そのためにも無駄を削り、軍事費や大  
企業優遇税制にメスを入れ、財源確保を図るよ  
う国に要求すべきであり、このことは新政権の  
課題でもあると思います。

また、個人県民税や公営住宅使用料等の収入  
未済が増加していますが、こうしたことは、昨  
今の厳しい経済情勢を反映したものであり、と  
りわけ国保税を納めたくても納められない滞納  
世帯は昨年度を上回る5万870世帯に及んでお  
り、その5割を超す世帯が保険証がない、あつ  
ても1カ月程度の短期保険証や窓口全額自己負  
担の資格証明書という状況です。こうした県民  
の暮らしの状況をしっかり掌握し、格差と貧困  
が広がる中で、県民の暮らしや福祉をどう守る  
か、県民の苦労に心を寄せ、地方自治体の本旨  
を全うする行政が求められていると思います。  
そこで、歳出における行政運営、各種事業につ  
いて述べます。

まず、福祉や医療については、乳幼児医療費  
助成が小学校就学前までに拡充が図られ、まだ  
改善の余地はありますが、子育て支援の前進で  
あると評価をするものです。今後、総合的な子  
育て支援に取り組んでほしいと思います。

しかし、一方、特に後期高齢者医療制度の実  
施が高齢者に重い医療費負担や医療差別をもた  
らしており、早急な解決が迫られています。県  
としても、制度廃止を求めるべきだと思いま  
す。

また、特別養護老人ホーム等の整備のおくれ  
や、民生費や衛生費等での扶助費等の執行残が  
見られますが、とりわけ現下の厳しい経済状況  
のもとで、暮らしや健康を支える点でも、医療  
費の公費負担などを十分に行うことや、特養ホ  
ームの整備を充実させて、入所待機者の解消を  
図ることは切実です。

商工政策については、セーフティネット貸付などの拡大が図られ、中小企業の資金繰り対策に一定の成果が見られました。しかし、雇用の確保の点では、緊急雇用対策なども年末打ち出されましたが、十分再就職に道を開くまでには至らず、派遣切りなどが広がる中で、まずは失業者を出させないための企業に対する行政としての役割を十分に果たすことなどが求められていると思います。また、企業立地促進補助金等の直接助成による企業誘致での雇用の確保も進められました。企業誘致も一つの方策ではありますが、過度な条件競争に走ることをないようにすることが重要であり、同時に、地域経済を支えて頑張っている地元中小企業が取り組む雇用の拡大にも直接助成を行うなどの支援が必要です。

農業関連では、食料基地を自負する本県の農業を発展させるためには、農家を直接支える価格保障や所得補償を充実させることが必要ではなかったでしょうか。そのためにも不要不急の農業土木工事等の見直しなどが求められたと思います。

また、市町村合併の問題については、その促進のための支援交付金や無利子貸付など、かなりの財源を投入して推進が図られてきたところです。本来、市町村合併は、住民の暮らしの中から住民の意思に基づいて必然的に発生し自治体が判断するもので、国や県の思惑で、しかもさまざまな支援策を講じて強力で推進するようなものではありません。ましてや、住民の意思を明確に示す住民投票すら行われずに合併が進められたところも多くあり、認められるものではありません。

以上、平成20年度決算について、幾つかの主な問題点を指摘し、十分に県民の思いを受けと

めていく行財政運営に努めることが必要であることを述べ、決算の認定に反対をするものです。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議案第28号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第28号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数、よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### ◎ 議案第29号から第32号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第29号から第32号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長報告のとおり認定されました。

---

#### ◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成21年10月20日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会  
議への議員の派遣

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年9月定例県議会を閉会いたします。

午前11時17分閉会

---

◎ 議員発議案第7号追加上程、採決

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第7号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第7号については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会